

令和4年 下呂市農業委員会第9回総会議事録

開催日時 令和4年9月5日 14:00～15:00

開催場所 下呂総合庁舎 5階 大会議室

出席委員

1 番 山下康子	2 番 上野耕正	3 番 大森公治(推)
4 番 中川元宏	5 番 嶋田浩	6 番 熊崎みどり
7 番 中島義彦	9 番 中川輝男(推)	10 番 田中覚章(推)
11 番 二村昭司	12 番 小林寿	13 番 川口太三(推)
14 番 鎌倉誠也	15 番 細江忠光	16 番 中島尊治
18 番 熊崎博(推)	19 番 中島次郎(推)	20 番 二村正明(推)
21 番 金森茂俊	22 番 高木康則	23 番 佐古健
24 番 日下部道男(推)	25 番 井戸克彦(推)	26 番 佐古正昭(推)

欠席委員 8 番 林忠和(推) 17 番 松嶋光秋(推)

議事日程

第1 会長あいさつ
 第2 議事録署名者
 第3 議事
 議事 41 号 農地法第5条の許可取消願について
 議事 42 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議事 43 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議事 44 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 議事 45 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について
 第4 その他

事務局長 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数14名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。
 ただ今から第9回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。
 22 番 高木康則 委員
 23 番 佐古健 委員 をお願いいたします。

会 長 議題第41号 農地法第5条の許可取消願について別紙のとおり取消願が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条の許可取消願について1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第42号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の3～4ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

21番 3条の3についてはとても安い価格で売買されているが、次条があるとのことですのでご理解いただきたい。

会 長 その他ご意見、ご質問はございますか。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第43号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の5～8ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請8件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 原案の通り承認いたします。

会 長 議題第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

21番 利用権をを使用貸借にすると、固定資産税はどうなるのか？

事務局 減免があります。しかし、固定資産税も負担せよと言われたら担い手は受けな
いかもありませんね。

会 長 その他ご意見、ご質問はございますか。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法
に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の
挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意
見伺います。

会 長 以上をもちまして、第9回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員
説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。
本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

第9回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。

議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

(農地法第5条許可の取消願)

	事務局説明
1	<p>議案第41号 農地法第5条の許可の取消願について説明させていただきます。</p> <p>申請地は令和4年****付け****をもって看板製作業の資材置場とすることを目的に転用許可を得たものです。</p> <p>申請者は法人でしたが、代表者が個人で取得することとしたため取消を申請されたものです。</p> <p>現地は、未着工であることを確認しており、所有権移転もなされていないため、許可の取消については問題はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第5条許可の取消願1件について審議をお願い致します。</p>

(農地法第3条)

	事務局説明		担当委員説明
	<p>議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が2件提出されています。</p>		
1	<p>番号1については、農振農用地外です。</p> <p>譲渡人は申請地付近に居住しておらず管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。</p> <p>譲受人の取得後の耕作面積は、44.17aとなります。</p>	5番 嶋田 浩	<p>3条1番について説明します。場所は萩原町宮田で、宮田小学校の向かい付近です。</p> <p>譲渡人は申請地を相続しましたが、現在この付近に居住しておらず管理ができないため、隣接する空き家とともに譲渡し、譲受人は令和2年の災害により当該空き家に避難していましたが、この度正式に空き家とともに申請地を譲り受け、農業に励むものであります。</p> <p>農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2	<p>番号2については、農振農用地です。</p> <p>譲渡人農地の有効利用を図るため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。</p> <p>譲受人の取得後の耕作面積は10.06aとなります。</p>	19番 中島次郎	<p>3条2番について説明します。場所は乗政で、****のすぐ近くです。</p> <p>申請地は譲受人の自宅に隣接しており、先祖の代から譲受人が耕作・管理を行ってきましたが、この度正式に譲渡することとなったため許可を求めるものであります。なお、譲受人は独居ですが、非同居の息子が管理を手伝うとのことです。</p> <p>農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3	<p>番号3については、農振農用地です。</p> <p>譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。</p> <p>譲受人の取得後の耕作面積は、81.39aとなります。</p>	21番 金森茂俊	<p>3条3番について説明します。場所は金山町東沓部で、****付近の農地です。</p> <p>譲渡人遠方に居住しており管理が難しいため譲渡を希望し、譲受人は申請地を譲り受け、農業に励むものです。</p> <p>農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	<p>以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。</p>		

(農地法第5条)

	事務局説明		担当委員説明
	<p>議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が6件、農林漁業施設が1件、貸資材置場が1件、太陽光発電が2件の計10件。面積については田1583.49㎡、畑3710.39㎡、計5293.88㎡です。</p>		
1	<p>番号1については、申請地を譲り受け一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、申請地は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	1番 山下康子	<p>5条1番について説明します。申請地は小坂町坂下で、****の隣です。 譲受人は隣接する住宅とともに申請地を譲り受け、駐車場として利用したいため転用許可を求めるものであります。なお、申請地は既に農地性はないことから始末書が添付されています。 隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>
2	<p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、300m以内にJR飛騨宮田駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題はないと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	5番 嶋田 浩	<p>5条2番について説明します。申請地は萩原町宮田で、宮田小学校の向かい付近です。 申請地は住宅の奥にある農地で、譲受人が隣接する住宅を購入するにあたり、申請地を駐車場として転用したく許可を求めるものであります。申請地は過去に工場として使用しており、現在は取り壊しておりますが基礎が一部残っているため始末書が添付されています。 近接する農地は3条申請にて譲受人が取得することから、問題は無いと思われます。</p>
3	<p>番号3については、申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われます。</p>	6番 熊崎みどり	<p>5条3番について説明します。申請地は萩原町四美で、****の上段にある農地です。 申請地は、3年ほど前に太陽光発電として農地転用の申請が行われましたが、許可を得る前に取り下げられた経緯があります。当時の事業者が倒産等により事業の継続ができなくなり、この度譲受人が事業を継承し、再度申請を行うものです。 隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。</p>
4	<p>番号4については、申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題はないと思われます。</p>	6番 熊崎みどり	<p>5条4番について説明します。申請地は萩原町四美で、****の上段にある農地です。 5条3番と同様の事情により、再度申請を行うものです。 隣接する隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。</p>

5	<p>番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地は申請者のもの以外ないことから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	7番 中島義彦	<p>5条5番について説明します。申請地は萩原町桜洞で、****から奥へ200mほど進んだ場所です。 譲受人は現在団地に住んでいることから、申請地に住宅を建築したいため転用許可を求めるものであります。なお、現地は既に農地性がないため始末書が提出されています。 隣接する農地は申請者のもののみであることから、問題は無いと思われます。</p>
6	<p>番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、500m以内に下呂市役所環境水道部があることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>	10番 田中覚幸	<p>5条6番について説明します。申請地は萩原町跡津で、****付近にある太陽光発電の向かいです。 譲受人は現在実家に居住していますが手狭であり居宅の新築を希望しているため、一般個人住宅として申請地の転用許可を求めるものであります。 隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないと思われます。</p>
7	<p>番号7については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、都市計画区域内の用途地域の定めがあることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p>	20番 二村正明	<p>5条7番について説明します。申請地は小川で、****の北側の場所です。 借受人は現在実家に同居していますが、家族が増えたことから実家近くに新築を希望し、一般個人住宅として使用したいため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
8	<p>番号8については、申請地を譲り受け、林業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地の同意は得られていることから問題は無いと思われます。</p>	21番 金森茂俊	<p>5条8番について説明します。申請地は金山町東沓部で、****付近の川沿いの狭小地です。 譲受人は郡上市在住で林業を行っている個人事業主です。金山町内に薪を保管するための資材置場が必要であったため、転用許可を求めるものであります。 隣接する農地の同意は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
9	<p>番号9については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫・駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	21番 金森茂俊	<p>5条9番について説明します。申請地は金山町東沓部で、3条3番の西側です。 譲渡人は遠方に居住しており管理が難しく、譲受人は金山町で新たに住宅を購入して移住するため、申請地を倉庫と駐車場として利用したく許可を求めるものであります。申請地は一部既存の倉庫にかかっているため、始末書が添付されています。 隣接する農地の同意は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>

10	<p>番号10については、申請地を譲り受け、自身が経営する看板業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、約500m以内にJR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p> <p>なお、当該申請は、先ほどの5条許可取り消しがなされることを条件としてご審議いただきます。</p>	5番 嶋田 浩	<p>5条10番について説明します。申請地は萩原町上呂で、****の南側の場所です。</p> <p>申請地は宅地の奥にある狭小な農地であり、譲受人は申請地の隣で看板業を営んでおり資材置場が不足していたことから、申請地を資材置場として転用したく許可を求めるものであります。</p> <p>近接する農地はないことから、問題は無いと思われま。</p>
以上、農地第5条申請について審議をお願い致します。			

(農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について)

事務局説明	
	<p>議案第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。</p> <p>今回は、使用貸借契約が92件、賃貸借契約が5件で、併せて97件提出されています。</p> <p>利用権設定番号1～97については、申請地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき新たに利用権を設定するものであります。</p> <p>面積は225, 114. 23㎡で1～92番は跡津・西上田地区の経営体育成基盤整備事業に伴うもので、全て使用貸借契約になります。また、93～97番は全て畑としての利用で賃貸借契約になります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について)

事務局説明	
	<p>議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案のA3の農用地利用配分計画案をご覧ください。今回は権利設定が97件416筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく利用配分計画案となっています。借受希望農業者2名が借り受ける計画です。</p> <p>今回は、跡津・西上田地区の経営体育成基盤整備事業に伴う権利設定と、新規就農者の規模拡大によるものです。</p> <p>次に今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画案を提出し、県で正式に承認され、11月1日から権利移転されることとなります。</p> <p>以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。</p>